



森林環境譲与税を活用した取組み

問 農政課林政係(内線616)

森林には、土砂崩れ防止や水を蓄える機能などさまざまな働きがあります。この森林が持つ公益的機能の維持増進のため、令和元年度より森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。

市では、令和元年度に森林環境譲与税を活用し、次のとおり取り組みました。

【事業名】 森林環境譲与税活用森林整備事業

事業区分	意向調査	意向調査の準備作業	基金積立(森林整備等)
事業総額(千円)	1,837	355	14,167
うち 森林環境譲与税(千円)	1,837	355	14,167
事業内容	協議会における森林環境譲与税の使途の検討や、森林経営管理法に基づく森林所有者への意向調査を実施。	森林環境譲与税の概要等に関する説明会や事務補助員の雇用を実施。	今後増大する森林経営管理法に基づく意向調査や、意向調査の準備(航空レーザ計測・森林資源解析)に備えた積立。
実績	協議会の開催:2回 意向調査実施面積:211ha	説明会:11回(107人) 事務補助員の雇用:1人	基金積立:14,167千円
事業効果	- 協議会を開催することで来年度以降の取組方針の検討が進んだ。 - 里川町地内の森林所有者85人の特定と経営管理に係る意向の確認ができ、来年度の新たな森林整備箇所の把握につながった。	説明会参加者の森林環境譲与税等の理解が深まった。	今後増加する意向調査やそれに関する森林整備のほか、令和2年度に航空レーザ計測および森林資源解析(樹種、樹高、材積等)を実施する。

税導入の効果

本市は、森林面積が約25,000haと広範な状況にあるものの、適切な整備が行われていない森林が見られることから、森林経営管理制度に積極的に取り組み、本税をこれらの森林整備に活用することとしています。

意向調査により経営管理を市に委託したいと回答があった森林については、今後、森林管理権集積計画を作成し、森林の整備を行っていきます。

また、森林・林業・木材産業等の専門家で構成された協議会や現地視察を実施したことで、素材生産から加工・流通、木材利用に至る一連の状況や課題について見識を広めるとともに、これらに係る共通認識の下、森林環境譲与税の効果的な活用等について協議・検討することができました。

さらに、森林環境譲与税の概要等に関する市民向け説明会を開催したことで、これらについて理解を深めるとともに、森林整備等について意識向上を図ることができました。

みんなでチャレンジ健康づくり みんなであつかもう未来の健康

市第2次健康増進計画～健康づくりに重要な6つの分野

そのうち

「喫煙および飲酒」健康づくりの目標と取り組み

喫煙は、がんや呼吸器、循環器などの多くの疾患にかかるとされているため、喫煙率を下げるのが重要です。個人の禁煙、禁煙指導だけでなく、周囲の受動喫煙防止に努めましょう。

飲酒は、自分の適量を知り、週 2 日は休肝日を設けるなど、節度のある飲酒をこころがけることが大切です。

また、妊娠中の喫煙・飲酒は胎児にさまざまな悪影響を及ぼすといわれています。子どものことを考えない喫煙・飲酒習慣は、子どもの成長を阻害し、後々の習慣として受け継がれ、健康被害を及ぼすことが考えられるため、見直しが必要です。

「みんなでチャレンジ健康づくり みんなであつかもう未来の健康」を合言葉にそれぞれの年代・場所で連携しながら健康寿命を伸ばすために取り組みましょう！

市の課題

- ・ 妊婦の喫煙者がいる
- ・ 産後、喫煙している産婦は3%、妊婦の夫の喫煙率は41%、小中学生のいる家庭での喫煙率は50.5%と受動喫煙のリスクがある
- ・ 壮年期の男性の約4割が飲酒しており、適量を超えて飲んでいる方も少なくない



目標

- ・ 禁煙する ・ 受動喫煙を防止する
- ・ 飲酒は適正量の範囲にする



「喫煙および飲酒」 ライフステージ別 課題・目標・取り組み

ライフステージ	課題	目標	個人や家庭での取り組み	地域や行政等の取り組み
妊娠期～ 産婦期	・妊産婦の喫煙、飲酒または夫からの受動喫煙により胎児への影響や健康問題を生じる可能性がある	・妊産婦の喫煙、飲酒をなくす ・妊産婦のいる家庭の受動喫煙を防ぐ	・妊産婦は身体に与える影響を理解し、喫煙、飲酒を行わない ・受動喫煙について理解し、家族で喫煙、飲酒習慣を見直す	・喫煙、飲酒が妊婦や胎児に及ぼす影響について情報提供する ・禁煙、禁酒指導をする
乳幼児期 (0～5歳)	・受動喫煙により、健康被害を生じる可能性がある ・たばこやお酒の誤飲事故を招きやすい	・家族は禁煙する ・受動喫煙を防ぐ ・たばこやお酒の誤飲を防ぐ	・たばこの健康の害について理解し、家族を受動喫煙から守る ・家族は禁煙する ・子どもの手の届く所にたばこやお酒をおかない	・受動喫煙が乳幼児に及ぼす影響について情報提供する(乳幼児突然死症候群や呼吸器疾患など) ・たばこの誤飲予防教育を行う
学童期 (6～12歳) 青少年期 (13～19歳)	・受動喫煙により、健康被害を生じる可能性がある ・家庭内に喫煙者がいる場合、子どもが喫煙を開始する可能性あり ・飲酒は急性アルコール中毒やアルコール依存症などを起こしやすい	・家族は禁煙する ・受動喫煙を防ぐ ・喫煙、飲酒の害について理解し、喫煙、飲酒をしない	・家族は受動喫煙を防ぐ ・家族で喫煙、飲酒習慣を見直す ・身体に与える影響を理解し、喫煙、飲酒を行わない	・たばこや過度の飲酒による健康影響についての正しい知識の普及啓発 ・禁煙や分煙の推進 ・未成年がたばこやお酒に触れない環境整備
青年期 (20～39歳)	・喫煙は常習化しやすく、受動喫煙による周囲への健康影響を生じる ・過度の飲酒は健康を阻害し、生活習慣病のリスクを高める	・たばこやお酒と生活習慣病の関係を理解し適切な行動をとる ・1日の適正飲酒を理解し、適量を守り、休肝日を設ける	・禁煙に挑戦する ・喫煙者は周囲への受動喫煙防止に努める ・アルコール摂取は適正量を守り、週2日は休肝日を設ける	・たばこや過度の飲酒による健康影響や生活習慣病との関連についての情報提供 ・受動喫煙防止の推進 ・禁煙をサポートするための情報提供
壮年期 (40～64歳)	・男女ともに喫煙によるCOPD*のリスクが高まっている ・男性の4割以上が毎日飲酒している	・喫煙および受動喫煙の健康影響について理解し、禁煙に挑戦する ・1日の適正飲酒を理解し、適量を守り、休肝日を設ける	・禁煙に挑戦する ・喫煙者は周囲への受動喫煙防止に努める ・アルコール摂取は適正量を守り、週2日は休肝日を設ける	・COPD*や飲酒による健康被害についての知識の普及 ・受動喫煙防止の推進 ・禁煙をサポートするための情報提供
高齢期 (65～74歳)	・喫煙者の2割がCOPD*を発症する ・男性の4割以上が毎日飲酒している	・COPD*について知り、禁煙に挑戦する ・適量飲酒を心がけ、多量飲酒をしない	・禁煙に挑戦する ・喫煙者は周囲への受動喫煙防止に努める ・アルコール摂取は適正量を守り、週2日は休肝日を設ける	・COPD*や飲酒による健康被害についての知識の普及 ・受動喫煙防止の推進 ・禁煙をサポートするための情報提供
高齢期 (75歳以上)	・COPD*の認知度が低く、発症に気付かず、見過ごされがちである ・男性の4割以上が毎日お酒を飲んでいる	・COPD*について知り、禁煙に挑戦する ・健康を維持するための適正飲酒量を知り、範囲内で楽しむ	・禁煙に挑戦する ・喫煙者は周囲への受動喫煙防止に努める ・アルコール摂取は適正量を守り、週2日は休肝日を設ける	・COPD*や飲酒による健康被害についての知識の普及 ・受動喫煙防止の推進 ・禁煙をサポートするための情報提供

* COPD(慢性閉塞性肺疾患):主にたばこの有害な空気を吸い込むことにより、気管支や肺泡などに障害が生じる病気

国民年金通信

ライフステージごとに必要な手続きをお忘れなく

成人、就職、結婚、定年…。人生には、さまざまなできごとがあります。そのような人生の転機には、将来受け取る大切な年金のために、国民年金の手続きを忘れずに行いましょう。

【各種手続き先】

保険年金課年金医療係

(内線117・118)、各支所

【年金に関するお問合せ先】

日本年金機構 水戸北年金事務所

(029・231・2283)

◎ 今年で20歳になります。国民年金には加入しなければいけないのですか？

20歳になれば、必ず国民年金に加入することとなります(厚生年金・共済年金の加入者を除く)。20歳の誕生日を迎えると、日本年金機構から「国民年金加入のお知らせ」が届きます。なお、学生で保険料を納付することが困難な場合は、学生納付特例制度が利用できます。

◎ 会社を退職しました。1ヵ月後に別の会社に就職する予定ですが、国民年金の手続きは必要ですか？

退職や雇用形態が変わるなどにより、厚生年金・共済年金をやめたときは、短期間であっても国民年金の資格取得の届出が必要です。

◎ 厚生年金に加入していた夫(妻)が定年退職しました。何か手続きが必要ですか？

配偶者が定年退職して、厚生年金・共済年金の扶養からはずれた方は、60歳まで国民年金に加入することになります。健康保険が任意継続被保険者であっても、国民年金は、被扶養者(3号被保険者)から、ご自身で国民年金保険料を納める1号被保険者への種別変更手続きが必要です。

◎ 年金手帳を紛失してしまいました。再発行はできますか？

国民年金1号被保険者は、市役所で年金手帳の再交付申請をすることができます。申請してから数週間後に、日本年金機構から自宅へ郵送されます。お急ぎの場合は、身分証明書等を持参の上、水戸北年金事務所では人が手続きを行ってください。

* 厚生年金加入中の方は勤務先、配偶者の扶養に入っている方(3号被保険者)は配偶者の勤務先で申請してください。

◎ 将来受け取る年金額が増える制度があるって本当？

国民年金保険料(16540円/月額(令和2年度))に加えて、月額400円の付加保険料を納めると、

将来の老齢基礎年金に付加年金が加算されます。

● 付加保険料を納めることができるのは、国民年金1号被保険者および任意加入被保険者です。

● 付加保険料の納付は、申込みをした月分からとなります。

● 付加年金(年額)は、「付加保険料納付月数×200円」で計算します。

年金を受け取り始めて2年で、納付した付加保険料の合計額に見合う付加年金額を受け取ることができます。

◎ 所得が少なく保険料を納めることが困難です。どうすればいいですか？

前年の所得に応じて、保険料の全額または一部が免除となる「保険料免除制度」や、50歳未満の方には「納付猶予制度」があります。

* 免除を受けるための基準額等、詳しくはお問い合わせください。

◎ 60歳になりましたが、20歳の頃に3ヵ月分の未納があります。満額の年金を受け取ることはできますか？

満額の老齢基礎年金を受け取るためには、20歳から60歳までの40年間保険料を納めなければなりません。10年の年金受給資格期間を満たしてい

て、過去に未納があり年金額を満額に近づけた方は、60歳から65歳までの間に国民年金に任意加入して、保険料を納めることができます。また、年金受給資格期間を満たしていない方は、70歳になるまで任意加入できます。納付は加入した月分から、口座振替が原則です。

◎ 今年で65歳になります。すでに厚生年金を受給していますが、国民年金の請求はどのような手続きが必要ですか？

特別支給の老齢厚生年金を受給している方には、65歳の誕生月の初めに日本年金機構からハガキ形式の「年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)」が送付されます。必要事項を記入し、返送してください。

年金生活者支援給付金の請求書が届いている方へ

新たに年金生活者支援給付金の対象となる方へは、10月中旬頃に年金機構から請求書(ハガキ)が送付されています。令和3年2月1日までに請求手続きが完了すると、令和2年8月分からさかのぼって受け取ることができます。お早めに年金機構へご提出ください。

◆ 問…ねんきんダイヤル(0570・05・1165)

てくてく
ウォーク

111

馬坂城址コース

【スタート】佐竹寺前天神林

お宝マップ看板

距離…約4km

時間…約3時間



秋風を感じながら馬坂城址の見どころを巡る散策コースをご紹介します。馬坂城がある天神林町は佐竹氏発祥の地といわれ、佐竹氏470年の歴史文化が息づいています。その中でも、今回は佐竹氏一族が築いた「馬坂城址の遺構」の見どころを巡ります。

城址内の散策路はきれいに整備され、随所に案内看板があります。当時の城主に思いを馳せながら、ゆったりと散策してみたいいかがでしょうか。

*散策コース沿いはすべて私有地です。住宅地や野菜畑等に立ち入らないようご注意ください。



馬坂城の歴史に触れてみてください

① 稲村神社



久自国を治めた物部氏の大祖「饒速日命」が祭神で、延喜式内社となった古社です。かつて日本武尊が東国征伐の折、7カ所に「天神七代」を祀ったものを元禄時代に合祀し七代天神宮と称しました。なお、源氏の守神「八幡宮」社殿(1161年建立)が上宿平から境内に移され現存しています。

② 馬坂城本郭



城主が采配を振る場所であり、城の中で最も重要な空間です。周囲を堀や土塁などの防御施設で守り固めています。馬坂城址保存会の方々により、城址の説明書きや東屋が設置してあります。

③ 5段切岸



尾根を削って絶壁に分断し、斜面で敵の郭への侵入を防ぐものです。5段構造になっており、一段の高さは4.5m～7.5mほどです。



城郭用語解説

- くるわ
- 郭(曲輪): 城主や兵の駐屯、食料等を貯蔵する建物や土塁で囲まれた一区画。
 - 堀: 地面を掘り下げ、敵の侵入を防いだもの。
 - 土塁: 土を盛り上げ、敵の侵入を防いだり、矢・弾丸よけにした土手。

⑥ 袖曲輪(西郭)の堀



袖曲輪(西部)の周囲は、幅3.8m高さ8.5～10mの堀で守られています。

④ 物見塚



円墳を転用した物見台です。馬坂城址保存会の方々を設置したベンチがあり、四季折々の景色が楽しめます。

⑤ 石塔山



頂上に五輪塔があったことからその名がついた見晴らし台です。日光連山を眺められます。石塔山のふもとには、鶴が池の洪水を防ぐために堤の人柱となったという鶴女を供養する弁財天の石碑があります。



消費生活相談

警察官をかたる電話

「カード預かります」は詐欺です！

事例

警察官を名乗る人物から「あなたの口座が悪用されている。このままでは預金が入らなくなるので、キャッシュカードを作り替える必要がある」と電話があった。「新しいキャッシュカードを作るのでカードを預からせてほしい。金融機関職員の者をお宅に向かわせる。暗証番号を教えてください」と言われ、暗証番号を伝えた。身分証明書を首に提げた金融機関職員を名乗る男が来たのでキャッシュカードを渡してしまった。

アドバイス

警察官や金融機関職員などがキャッシュカードを預かったり、暗証番号を聞いたりすることは絶対にありません。それ以外でも、他人に暗証番号を教えるはいけません。この手口の被害者のほとんどが、個人名の電話帳に掲載していました。一人暮らしの高齢者は「116」に電話して電話帳への掲載をやめてもらいましょう。手続きがスムーズに進まないケースも見られます。困ったときは、消費生活センターにご相談ください。このような電話がかかってきたら、すみやかに電話を切り、太田警察署（73・0110）または消費生活センターにご相談ください。



◆問：市消費生活センター（市民協働推進課内 70・1322）

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です

子どもの成長・発達にとって悪影響を与えるばかりか、時には子どもの命に関わる深刻な問題です。いち早く発見し、支援の手を差し伸べるため、社会全体の協力が求められています。

◆児童虐待の種類：

- 身体的虐待…殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束するなど
- 性的虐待…子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る・触らせる、ポルノグラフィの被写体にするなど
- ネグレクト…家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど
- 心理的虐待…言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（DV）、きょうだいに虐待行為を行うなど

◆未然に防止するためには：

地域全体で子どもを育て、家族を支えていくことが、子どもの虐待の未然防止に繋がります。地域の中であいさつや優しいまなざしをおくるなど、ちょっとした行動が親子の支えになることもあります。地域全体で子育て中の家族を温かく見守りましょう。

◆「虐待かも？」と思ったら：

虐待されている子どもは、自ら助けを求めることができません。表面化しにくい虐待をいち早く発見し、支援を図るためには、地域の皆さんの「気づき」が重要となります。「虐待かも？」と思ったら、ためらわずに行動を起こしましょう。通告者の秘密は固く守られます。

◆妊娠・子育て中は一人で悩まずに：

妊娠や子育て中は、誰もがさまざまな不安や心配を感じる時があります。ひとりで悩まずにご相談ください。

◆相談・通告先：

- 虐待かもと思ったら
 - ・家庭児童相談室（内線164）
 - ・県日立児童相談所（22 - 0294）
 - ・児童相談所全国共通ダイヤル（189）
- 出産や子育てに悩んだら
 - ・健康づくり推進課（73 - 1212）
 - ・家庭児童相談室（内線164）



あなたの1本のお電話で救われる子どもがいます。児童虐待かもと思ったらすぐにお電話ください。

お住まいの地域の児童相談所につながります。
※一部のIP電話からはつながりません。※通話料がかかります。



常陸太田市からのお知らせ

物品役務等の入札参加資格の申請(追加)を受け付けます

市の物品納入・役務の提供・印刷製本等の入札に参加を希望する方の追加受付を行います。

◆今回の申請が必要な方…

●市の入札参加資格を取得していない方

●入札参加希望業種を追加したい方

◆受付期間…12月1日(火)～7

日(月) 消印有効

◆申請方法…市ホームページからダウンロードした指定の様式に必要事項を記入し、書留郵便で提出してください。

*持参や普通郵便等による申請は受理しません。

◆有効期間…令和3年1月1日～令和5年9月30日

*詳細は市ホームページを参照してください。

◆申・問…契約管財課契約検査係(内線323・324)

ガールスカウト団員を募集

自然体験・国際交流・奉仕活動などの体験をとおして「自分で考え、自分で行動する素敵な女の子」を目指して活動しています。一緒に活動してみませんか。

◆入団説明・クリスマス会

◆とき…12月20日(日) 午前10時

◆ところ…生涯学習センター

◆対象…5歳児～小学6年生の女の子と保護者

*親子で参加してください。

◆内容…入団説明・クラフト作り・ケーキ作り

◆持参するもの…筆記用具・エプロン

◆申込期限…12月17日(木)

◆申込方法…電話でお申し込み

市議会定例会

月日	議事予定
12月1日(火)	本会議(開会・議案説明)
12月2日(水)	休会(議案調査)
12月3日(木)	本会議(一般質問)
12月4日(金)	本会議(一般質問)
12月5日(土)～6日(日)	休会
12月7日(月)	本会議(議案質疑)
12月8日(火)	常任委員会(総務)
12月9日(水)	常任委員会(文教民生)
12月10日(木)	常任委員会(産業建設)
12月11日(金)	休会(議事整理)
12月12日(土)～13日(日)	休会
12月14日(月)	休会(議事整理)
12月15日(火)	本会議(委員長報告・採決・閉会)

*休会日以外すべて午前10時から開会します。

*12月定例会で審査される請願の提出期限は、11月24日(火)午後5時です。

*新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、傍聴の際は、マスクの着用(各自で用意)をお願いします。また、発熱や咳がでるなど体調がすぐれない方は、傍聴をご遠慮願います。

*日程、時間等は変更になる場合があります。

◆問：議会事務局(内線432・433)

ください。

◆申・問…ガールスカウト茨城県連盟第31団川崎(72・0196/090・4380・2318)

年金相談

◆とき…12月3日(木) 午前10時

午後3時(受付 午前9時30分～)

◆ところ…市役所本庁3階大会議室

◆相談員…水戸北年金事務所職員、社会保険労務士

*共済年金については、お答えできません。

ない場合もあります。

◆持参する物…年金関係の書類(年金証書、年金手帳等、年金の種類・加入期間のわかるもの)

*代理の方が相談する場合には、委任状が必要です。

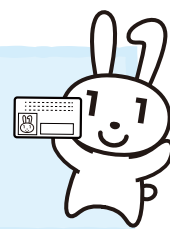
◆申込方法…前日までに電話で予約をしてください(完全予約制)。

*月～金曜日(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分

◆申…水戸北年金事務所お客様相談室(029・231・2283)

◆問…保険年金課年金医療係(内線117・118)

マイナンバーカードを利用した 証明書コンビニ交付サービスを開始します



令和3年2月1日から、マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアで休日や夜間などでも各種証明書が取得できるコンビニ交付サービスを開始します。このサービスを利用するには、マイナンバーカードが必要となりますので、まだ申請がお済みでない方は、早めに申請をお願いします。

◆**利用できる方**：本市に住民登録している方で、利用者証明用電子証明書を搭載したマイナンバーカードをお持ちの方
*カード取得時に設定した、利用者証明用電子証明書の4桁の暗証番号が必要です。

*通知カード、住民基本台帳カード、印鑑登録証では利用できません。

◆**利用可能時間**：午前6時30分～午後11時

*12月29日～1月3日、メンテナンス時を除く

◆**利用可能なコンビニエンスストア**：全国のセブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、セイコーマートなどマルチコピー機を設置している店舗

*利用方法は、各店舗のマルチコピー機の操作手順に従ってください。

◆**注意事項**：

○マイナンバーカードの交付日、住所異動・氏名の変更から数日間は、情報連携に時間を要するため、コンビニ交付ができない場合があります。

○コンビニで交付した証明書の交換や手数料の返金はできません。

○条例などにより手数料が免除される場合でも、コンビニ交付サービスを利用して証明書を取得する場合、交付手数料がかかります。

○利用者証明用電子証明書の4桁の暗証番号を忘れてしまった場合は、暗証番号再設定の手続きが必要となります。本人がマイナンバーカード、本人確認書類（運転免許証など）を持参し、市民課または各支所で手続きをしてください。

○市役所窓口で印鑑登録証明書を取得する場合は、必ず印鑑登録証の提示が必要となります（コンビニ交付では必要ありません）。

○税証明は、証明年度の1月1日に住民登録があり、課税情報のある方が取得できます。

◆**問**：

マイナンバーカードの申請について…市民課市民窓口係（内線132）

住民票、印鑑登録証明書について…市民課市民窓口係（内線122・130）

所得証明書、課税証明書について…税務課市民税係（内線211・213）



証明書自動交付機廃止のお知らせ

市役所本庁に設置してある証明書自動交付機は、令和3年3月31日で廃止となります。証明書自動交付機廃止後の証明書取得は、マイナンバーカードを使ったコンビニ交付サービスをご利用いただくか、窓口で直接請求してください。ご迷惑をおかけしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

◆**問**：市民課市民窓口係（内線132）

マイナンバーカードの申請窓口を開設しました

マイナンバーカードをオンラインで申請できる窓口を開設しました。マイナンバーカードを申請したいけど手順が分からない方など、職員が申請をサポートします。ぜひご利用ください。

◆**とき**：平日 午前8時30分～午後5時15分

◆**ところ**：市役所本庁1階「マイナンバー制度総合支援窓口」（市民相談窓口隣）

金砂郷支所（76-2116）／水府支所（85-1111）／里美支所（82-2111）

◆**持参するもの**：

・国から通知カードと共に送付された「個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行／更新申請書」

・本人確認書類（運転免許証など）

*マイナンバーカードの写真は窓口で撮影します。

◆**問**：総務課総務行政係（内線339）





社会福祉法人翔馬会

特別養護老人ホームえみの里

えみの里施設：徳田町 143
すぎの木施設：徳田町 306



常陸太田の 輝く企業を 紹介します！



常陸太田市には、各分野で活躍する輝く企業が数多くあります。この「コーナー」では、そんな輝く企業の「魅力」をご紹介します！地元就職を考えている学生さんも必見です！



《企業データ》

代表者：理事長 大森英俊
資本金：7,106万円
TEL：70-7151

地域に根付いた福祉事業の展開
特別養護老人ホーム、デイサービス、訪問介護、グループホームを展開する社会福祉法人翔馬会。介護を必要とされる方の生活を支援すること、その方らしい生活が継続できるように、サービスを提供しています。その方がその人らしく、住み慣れた地域で生活でき、また家族も安心して過ごせるように、法人全体で柔軟なケアを提供。「えみの里」をはじめ特別養護老人ホームでは、家庭的な雰囲気、一人ひとりの生活リズムを大切に、レク活動・リハビリをとり入れた生活支援を行っています。「人の痛み・悩み・苦しみ」がわかる感性を大事にします。」を基本理念に、利用者に満足してもらえ、質の高いケアを目指しています。

えんじたちのSmile

太田あすなろ保育園



リズムにのってえんそう♪
鼓笛隊をひろうしました！



おめでとうございます

はじめてのお誕生日



満1歳のお子さんの写真大募集!!



1歳の記念にお子さんやお孫さんの写真を市報に掲載してみませんか?右下の QR コードを読み込んでスマートフォンで撮影した写真を送ってください。「市ホームページ」→「広報・広聴」→「広報」→「はじめてのお誕生日申し込み」からでも OK です。もちろんプリントした写真を郵送していただいても大丈夫!!下記の広報広聴課までお送りください。※応募された写真は返却いたしませんのでご了承ください。

対 象 市内に住所を有する令和2年1月生まれのお子さん(1月号掲載分)

メ 切 12月10日(木)

必要事項 お子さんの氏名(ふりがな)・性別・生年月日・住所、応募者(保護者)の氏名、電話番号

問 広報広聴課 〒313-8611 常陸太田市金井町 3690 (内線 303・304)



表紙によせて

第2代「ひたちおたスマイルメイツ」の3人をお披露目しました。これから、本市の魅力を多くの方に知ってもらえるよう、さまざまな場所で笑顔いっぱいにPRしていきます。公式マスコットキャラクターのじょうづるさんとも息ぴったりです♪